

夏季の省エネルギーの対応方針を策定しました

政府は、令和4年6月7日に、国内外のエネルギーを巡る情勢変化により、電力需給は極めて厳しい状況にあることを踏まえ、電力需給の安定に万全を期すため、「2022年度夏季の電力需給に関する総合対策」を、また、6月10日には、家庭・産業界等の需要側での対応を着実に進めるため、「夏季の省エネルギーの取組について」を決定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組を一層推進することとしています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、市民・事業者・行政が一体で取り組む、夏季の省エネルギーの対応を実施するため、下記を内容とする「令和4年度（夏季）川崎市電力需給対策推進基本方針」を本日、策定しましたので、お知らせいたします。

1 基本的な考え方

- ① 市民生活における安全と安心の確保、事業活動における停滞回避を主眼としつつ、脱炭素社会への転換も見据え、電力需給見通し等を踏まえた、具体的かつ効果的な節電・省エネルギー方策等を広く周知
- ② 本庁舎、区役所などの庁舎および市公共施設における電力使用量削減
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、また熱中症対策などにも留意の上、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知 等

2 市役所の取組

- ① 各種広報媒体の活用や、関係団体と連携し、省エネルギーの取組などの普及啓発を行います。
- ② 市公共施設における省エネ等の取組の推進や、ごみ焼却処理施設の発電設備の点検を強化します。
- ③ 電力需給ひっ迫時の対応のため、平時からひっ迫時等の有事を想定した体制を整備します。

3 市民・事業者の皆様へのお願い

- ① これまでの省エネの取組を引き続き行っていただき、さらなる取組についても御検討をお願いします。
- ② 省エネの取組は、熱中症予防や、新型コロナウイルス感染症対策など健康面に十分注意した上で、行ってください。

4 期間

この基本方針は令和4年7月1日から令和4年9月30日まで適用します。

令和4年度（夏季）川崎市電力需給対策推進基本方針

政府は、令和4年6月7日に、国内外のエネルギーを巡る情勢変化により、足下の電力需給は極めて厳しい状況にあることを踏まえ、電力需給の安定に万全を期すため、「2022年度夏季の電力需給に関する総合対策」^{※1}を、6月10日には、家庭・産業界等の需要側での対応を着実に進めるため、「夏季の省エネルギーの取組について」を決定し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーの取組を一層推進することとしている。

こうした状況を踏まえて、本市においても、市民・事業者・行政が一体となって、夏季の省エネルギーの取組を実施する。

<参考> 夏季の電力需給見通し（東京エリアの電力の予備率見込）（※1より）

7月	3.1%
8月	4.4%
9月	5.6%

電力の安定した供給に向けては、最低限必要な電力の予備率は3%を上回っているものの、7月は3.1%と非常に厳しい見通しとなっている。

これらに加えて、ロシアのウクライナ侵攻により、欧州を中心に各国による非ロシア産エネルギーの調達競争が激化しており、国際的に燃料の安定調達を確保できないリスクが高まっている。

1 基本的な考え方

- (1) 市民生活における安全と安心の確保、事業活動における停滞回避を主眼としつつ、脱炭素社会への転換も見据え、電力需給見通し等を踏まえた、具体的かつ効果的な節電・省エネルギー方策等を広く周知する。
- (2) 本庁舎、区役所などの庁舎および市公共施設においては、電力使用量削減を行う。
- (3) 今後の電力需給見通し等を踏まえ、新たな対応が必要と認められる場合は、改めて取組の強化を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に留意し、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を参考にしつつ、また熱中症対策などにも留意の上、無理のない範囲で省エネルギーに取り組むべき旨を併せて周知する。
- (5) 国、県、関係機関等からの要請事項等を踏まえ協調して対応する。

2 取組方針：創エネ・省エネ・蓄エネ及び電力需要制御の取組の総合的な推進

電力消費の総量を縮減し、ピーク時の電力消費を抑制するなどディマンドレスポンスに対応するとともに、再生可能エネルギー源や蓄電池等を積極的に活用した取組を実践する。

3 具体的な取組内容

- (1) 様々な媒体による情報発信

動画配信を含めた各種広報媒体の活用、関係団体との連携等により、節電や省エネルギー、ディマンドレスポンスの取組、太陽光発電設備や蓄電池の導入等について普及啓発を図る。

(2) 市役所における率先取組の推進

川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、脱炭素社会の実現を目指し、市役所が率先して市公共施設の省エネ化と再エネ化の取組を推進する。

(3) 発電所の点検強化

供給電力確保に向け、ごみ焼却処理施設の発電設備において不測の停止等が発生しないよう、点検を強化する。

4 電力需給ひっ迫時等の対応

(1) 平時から電力需給ひっ迫時等の有事に備えた対応を想定する旨あらかじめ関係者へ周知し、運営確保のための体制を整備しておく。

(2) 大規模停電や計画停電時における連絡や行政機能継続性等の対応については、メール配信の活用など庁内連絡体制により対応する。

5 その他

この基本方針は令和4年7月1日から令和4年9月30日まで適用する。